

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示	教育職員免許状に関する単位修得方法細則の一部を改正する告示	人材政策室	1頁
公 告	公立学校の設置者変更届の受理	学校施設室	15頁
	公立幼稚園の廃止の認可	学校施設室	16頁
	公立幼稚園の設置の認可	学校施設室	16頁
	公立幼稚園の位置変更届の受理	学校施設室	16頁

告 示

教育職員免許状に関する単位修得方法細則の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成二十一年三月十七日

三重県教育委員会

三重県教育委員会告示第十三号

教育職員免許状に関する単位修得方法細則の一部を改正する告示

教育職員免許状に関する単位修得方法細則（平成十一年三重県教育委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

- 1 免許状取得一覧の2を次のように改める。
- 2 一種免許状の授与を受けるとき

受けようとする 免許状の種類	有することを必要とする上欄に掲げる学校の 教員の免許状の種類又は基礎資格及びそ の他資格等		一種免許状の授与を受けるときの 適用条項必要最低在職年数及び最 低修得単位数			「1」の 番号	
	免許状 の種類	授与又は交付を 受けたときの適 用条項（特例の み）	その他資格等	根拠規定	読み替 え規定		在職年 数及び 単位数
幼稚園 教諭 一種免 許状	一種免 許状			別表第三		五年 ⁴⁵ 単 位	3 の 1
			大学に三年以上 在学し ⁹³ 単位以 上修得又は大学 に一年以上及び 大学の専攻科に 一年以上在学し、 ⁹³ 単位以上修得	別表第三、免許 法施行規則第十 一条表備考第三 号及び第十二条		三年 ²⁵ 単 位	3 の 18
小学校 教諭 一種免 許状	一種免 許状			別表第三		五年 ⁴⁵ 単 位	3 の 3

中学校 教諭	一種免許状	二種免許状	施行 法 第二 条	大学に三年以上在学し ⁹³ 単位以上修得又は大学に二年以上及び大学の専攻科に一年以上在学し、 ⁹³ 単位以上修得	別表第三、免許法施行規則第十条表備考第三号及び第十二条	三年 ²⁵ 単位	3の19				
				大学に三年以上在学し ⁹³ 単位以上修得又は大学に二年以上及び大学の専攻科に一年以上在学し、 ⁹³ 単位以上修得	別表第三	五年 ⁴⁵ 単位	3の5				
				大学に三年以上在学し ⁹³ 単位以上修得又は大学に二年以上及び大学の専攻科に一年以上在学し、 ⁹³ 単位以上修得	別表第三、免許法施行規則第十条表備考第三号及び第十二条	三年 ²⁵ 単位	3の20				
				中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状	別表第三、免許法附則第五項表第一号	一〇年 ¹⁰ 単位	3の8				
				修業年限四年の教員養成諸学校卒業又は修業年限四年以上の専門学校卒業等	別表第三、免許法附則第五項表第二号	三年 ¹⁰ 単位	3の9				
				旧学士の称号又は旧学位	別表第三、免許法附則第五項表第三号	10単位	3の10				
				旧国立養護教諭養成所卒業	別表第三、免許法施行規則第十条表備考第四号及び第十二条	三年 ²⁵ 単位	3の22				
				高等学 校教諭	一種免許状	臨時免許状		別表第三		五年 ⁴⁵ 単位	3の7
				一種免許状(保健)	臨時免許状(保健)		大学に三年以上在学し ⁹³ 単位以上修得又は大学に二年以上及び大学の専攻科に一年以上在学し、 ⁹³ 単位以上修得	別表第三、免許法施行規則第十条表備考第三号及び第十二条	三年 ²⁵ 単位	3の21	
				一種免許状(保健)	臨時免許状(保健)	改正法附則第七項		別表第三	改正法 附則第 八項	一〇年 ⁹⁰ 単位	3の11
一種免許状(保健)	臨時免許状(保健)	改正法附則第七項	看護師養成施設(三年制)卒業、保健師助産師看護師法第七条の規定による看護師の免許	別表第三、免許法施行規則附則第三十四項及び第三十五項		四年 ⁴⁵ 単位	3の23				

養護教諭 中学校において職業実習を担任する教諭 高等学校において看護学、家庭実習、情報学、農業実習、工業実習、商業実習、水産学、福祉実習又は商船実習を担任する教諭 養護教諭	一種免許状 一種免許状	中学校の職業実習についての教諭の二種免許状を取得したのち、三年以上中学校（特別支援学校の中学部を含む。）において職業実習を担任する教員として勤務	看護師養成施設（二年制）卒業、保健師助産師看護師法第七条の規定による看護師の免許	別表第三、免許法施行規則附則第三十四項及び第三十五項	六年 60 単位	3 の 24
		高等学校の上欄に掲げる実習についての教員の臨時免許状を取得したのち、三年以上高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）において上欄に掲げる実習を担任する教員として勤務	別表第五	別表第五	15 単位	5 の 1
		改正法附則第七項の規定により高等学校助教諭免許状の授与を受けているときは、前欄の「三年以上」を「六年以上」と読み替える。	別表第五	改正法 八 附 則 第 八 項	10 単位	5 の 5
		大学において上欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、学校教育法第百八条第七項に定める短期大学士の学位を有すること等	免許法附則第九項表イ		三年 10 単位	5 の 6
		高等専門学校において上欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、学校教育法第百二十一条に定める短期大学士の学位を有すること	免許法附則第九項表ロ		三年 10 単位	5 の 6
		高等学校において上欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を修めて卒業等	免許法附則第九項表ハ		六年 10 単位	5 の 6
		九年以上上欄に掲げる実習に関する実地の経験	免許法附則第九項表ニ		三年 10 単位	5 の 6
		養護教諭一種免許状	別表第六		三年 20 単位	6 の 1
		保健師助産師看護師法第七条の規定による保健師の免許	別表第六	別表第 六 備考 第一 号	一年 10 単位	6 の 2

				大学に三年以上在学し、93単位以上修得若しくは大学に二年以上及び大学の専攻科に一年以上在学し、93単位以上修得又は旧国立養護教諭養成所卒業	別表第六、免許法施行規則第十二条及び第十七条第一項表備考		一年 ¹⁰ 単位	6の3
栄養教諭	一種免許状	栄養教諭二種免許状			別表第六の一		三年 ⁴⁰ 単位	6のA
				栄養士法第二条第三項の規定による管理栄養士の免許	別表第六の一	別表第六の二備考	8単位	6のB
特別支援学校の教諭	一種免許状	二種免許状			別表第七		三年 ⁶ 単位	7の1

一 免許状取得一覧の3を次のように改める。

3 二種免許状の授与を受けるとき

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする上欄に掲げる学校の教員の免許状の種類又は基礎資格及びその他資格等		二種免許状の授与を受けるときの適用条項必要最低在職年数及び最低修得単位数		コース番号			
	免許状の種類	授与又は交付を受けたときの適用条項（特例のみ）	基礎資格	その他資格等		根拠規定	読み替え規定	在職年数及び単位数
幼稚園教諭	二種免許状	臨時免許状			別表第三		六年 ⁴⁵ 単位	3の2
			施行法第二条	施行法第一条第一項の表第三号又は施行法第二条第一項の表第二十四号の二の規定に該当	別表第三	改正法附則第十一項	三年 ¹⁵ 単位	3の12
				修業年限四年の教員養成諸学校卒業又は修業年限四年以上の専門学校卒業	別表第三	改正法附則第十二項	一年 ¹⁰ 単位	3の13
小学校教諭	二種免許状	臨時免許状			別表第三		六年 ⁴⁵ 単位	3の4

			施行 法 第二 条	施行法第一 条第二 項の表の 第二号、 第三号、 第七号、 第八号若 しくは第 九号又は は施行法 第二條第 一項の表 の第二号 、第三号 、第四号 、第六号 、第九号 、第十号 、第十一 号、第十 二号、第 十五号、 第十五号 の二若し しくは第 二十四号 の規定に 該当	別表第三	改正法 附則第 十一項	三年 15 単 位	3 の 14
				修業年限 四年の教 員養成諸 学校卒業 、修業年 限四年以 上の専門 学校卒業 、高等学 校高等科 教員免許 状、高等 女学校高 等科及び 専攻科教 員免許状 又は旧学 士の称号	別表第三	改正法 附則第 十二項	一年 10 単 位	3 の 15
				中学校高 等女学校 教員免許 状、高等 女学校教 員免許状 又は実業 学校教員 免許状	別表第三	改正法 附則第 十三項	五年 10 単 位	3 の 16
中学校 教諭	二種免 許状	臨時免 許状	施行 法 第二 条	施行法第一 条第一 項の表第 二号又は は施行法 第二條第 一項の表 の第六号 、第九号 、第十号 、第十六 号、第十 七号、第 二十号若 しくは第 二十号の 三の規定 に該当	別表第三	改正法 附則第 十一項	三年 15 単 位	3 の 17
中学校 において 職業実 習を担 任する 教諭	二種免 許状	中学校の 職業実習 についての 教員の臨 時免許状 を取得し たのち、 六年以上 中学校（ 特別支援 学校の中 等部を含 む。）に おいて職 業実習を 担任する 教員とし て勤務		職業実習 に関する 学科の課 程を修め て高等学 校（実業 高校を含 む）卒業	別表第五	別表第 五備考 第四号	20 単 位	5 の 2
					別表第五		10 単 位	5 の 3

2 の 3

受けよ する免 許状の 種類	在職 年数	教科 に 関 する 科目	教職に関する科目					計	最低 修得 単 位数
			教職の 意義等 に関する 科目	教育の 基礎理 論に関 する科 目	教育課 程及び 指導法 に関す る科目	生徒指 導、教 育相談 及び進 路指導 等に関 する科 目	選 択		
幼稚園 教諭 一種免 許状	一	三		三				三	三
	二	二		二				二	二
	三	一		一				一	一
	四	九		九				九	九
	五	八		八				八	八
	六	七		七				七	七
七	五		五				五	五	
八	四		四				四	四	
九	三		三				三	三	
一〇	二		二				二	二	
一一	一		一				一	一	
一二	一		一				一	一	
一三	一		一				一	一	
一四	一		一				一	一	
一五	一		一				一	一	
一六	一		一				一	一	
一七	一		一				一	一	
一八	一		一				一	一	
一九	一		一				一	一	
二〇	一		一				一	一	
二一	一		一				一	一	
二二	一		一				一	一	
二三	一		一				一	一	
二四	一		一				一	一	
二五	一		一				一	一	
二六	一		一				一	一	
二七	一		一				一	一	
二八	一		一				一	一	
二九	一		一				一	一	
三〇	一		一				一	一	
三一	一		一				一	一	
三二	一		一				一	一	
三三	一		一				一	一	
三四	一		一				一	一	
三五	一		一				一	一	
三六	一		一				一	一	
三七	一		一				一	一	
三八	一		一				一	一	
三九	一		一				一	一	
四〇	一		一				一	一	
四一	一		一				一	一	
四二	一		一				一	一	
四三	一		一				一	一	
四四	一		一				一	一	
四五	一		一				一	一	
四六	一		一				一	一	
四七	一		一				一	一	
四八	一		一				一	一	
四九	一		一				一	一	
五〇	一		一				一	一	
五一	一		一				一	一	
五二	一		一				一	一	
五三	一		一				一	一	
五四	一		一				一	一	
五五	一		一				一	一	
五六	一		一				一	一	
五七	一		一				一	一	
五八	一		一				一	一	
五九	一		一				一	一	
六〇	一		一				一	一	
六一	一		一				一	一	
六二	一		一				一	一	
六三	一		一				一	一	
六四	一		一				一	一	
六五	一		一				一	一	
六六	一		一				一	一	
六七	一		一				一	一	
六八	一		一				一	一	
六九	一		一				一	一	
七〇	一		一				一	一	
七一	一		一				一	一	
七二	一		一				一	一	
七三	一		一				一	一	
七四	一		一				一	一	
七五	一		一				一	一	
七六	一		一				一	一	
七七	一		一				一	一	
七八	一		一				一	一	
七九	一		一				一	一	
八〇	一		一				一	一	
八一	一		一				一	一	
八二	一		一				一	一	
八三	一		一				一	一	
八四	一		一				一	一	
八五	一		一				一	一	
八六	一		一				一	一	
八七	一		一				一	一	
八八	一		一				一	一	
八九	一		一				一	一	
九〇	一		一				一	一	
九一	一		一				一	一	
九二	一		一				一	一	
九三	一		一				一	一	
九四	一		一				一	一	
九五	一		一				一	一	
九六	一		一				一	一	
九七	一		一				一	一	
九八	一		一				一	一	
九九	一		一				一	一	
一〇〇	一		一				一	一	

3 の 3

受けよ する免 許状の 種類	在職 年数	教科 に 関 する 科目	教職に関する科目					計	最低 修得 単 位数
			教職の 意義等 に関する 科目	教育の 基礎理 論に関 する科 目	教育課 程及び 指導法 に関す る科目	生徒指 導、教 育相談 及び進 路指導 等に関 する科 目	選 択		
小 学 教 諭 一 種 免 許 状	一	二		二				二	二
	二	一		一				一	一
	三	一		一				一	一
	四	二		二				二	二
	五	三		三				三	三
	六	四		四				四	四
	七	三		三				三	三
	八	三		三				三	三
九	二		二				二	二	
一〇	二		二				二	二	
一一	二		二				二	二	
一二	二		二				二	二	
一三	二		二				二	二	
一四	二		二				二	二	
一五	二		二				二	二	
一六	二		二				二	二	
一七	二		二				二	二	
一八	二		二				二	二	
一九	二		二				二	二	
二〇	二		二				二	二	
二一	二		二				二	二	
二二	二		二				二	二	
二三	二		二				二	二	
二四	二		二				二	二	
二五	二		二				二	二	
二六	二		二				二	二	
二七	二		二				二	二	
二八	二		二				二	二	
二九	二		二				二	二	
三〇	二		二				二	二	
三一	二		二				二	二	
三二	二		二				二	二	
三三	二		二				二	二	
三四	二		二				二	二	
三五	二		二				二	二	
三六	二		二				二	二	
三七	二		二				二	二	
三八	二		二				二	二	
三九	二		二				二	二	
四〇	二		二				二	二	
四一	二		二				二	二	
四二	二		二				二	二	
四三	二		二				二	二	
四四	二		二				二	二	
四五	二		二				二	二	
四六	二		二				二	二	
四七	二		二				二	二	
四八	二		二				二	二	
四九	二		二				二	二	
五〇	二		二				二	二	
五一	二		二				二	二	
五二	二		二				二	二	
五三	二		二				二	二	
五四	二		二				二	二	
五五	二		二				二	二	
五六	二		二				二	二	
五七	二		二				二	二	
五八	二		二				二	二	
五九	二		二				二	二	
六〇	二		二				二	二	
六一	二		二				二	二	
六二	二		二				二	二	
六三	二		二				二	二	
六四	二		二				二	二	
六五	二		二				二	二	
六六	二		二				二	二	
六七	二		二				二	二	
六八	二		二				二	二	
六九	二		二				二	二	
七〇	二		二				二	二	
七一	二		二				二	二	
七二	二		二				二	二	
七三	二		二				二	二	
七四	二		二				二	二	
七五	二		二				二	二	
七六	二		二				二	二	
七七	二		二				二	二	
七八	二		二				二	二	
七九	二		二				二	二	
八〇	二		二				二	二	
八一	二		二				二	二	
八二	二		二				二	二	
八三	二		二				二	二	
八四	二		二				二	二	
八五	二		二				二	二	
八六									

4 の 3

受けよ つとす 類 状 の 免 許 状 の 種 類	在職年 数	教科に 関する 科目	教職に関する科目					計	は 教 科 又 は 教 職 に 関 す る 科 目	最 低 修 得 単 位 数					
			教職の 意義に 関する 科目	教育の 基礎に 関する 科目	教育課程 及び指 導法に 関する 科目	生徒指導、 教育相談 及び進 路指導 等に関 する科 目	選 択								
											教職に関する科目				
											計				
小 学 教 諭 二 種 免 許 状	六	4		4	(音楽・図画工作・体育 の教科の指導法のうち二 科目2単位以上を含む。)	11	14	29	2	45					
	七	4		4	(音楽・図画工作・体育 の教科の指導法のうち二 科目2単位以上を含む。)	10	12	26	2	40					
	八	3		3	(音楽・図画工作・体育 の教科の指導法のうち二 科目2単位以上を含む。)	8	12	23	2	35					
	九	3		3	(音楽・図画工作・体育 の教科の指導法のうち二 科目2単位以上を含む。)	7	10	20	2	30					
	一	2		2	(音楽・図画工作・体育 の教科の指導法のうち二 科目2単位以上を含む。)	5	10	17	1	25					
	二	2		2	(音楽・図画工作・体育 の教科の指導法のうち二 科目2単位以上を含む。)	4	8	14	1	20					
	三	1		1	(音楽・図画工作・体育 の教科の指導法のうち一 科目1単位以上を含む。)	2	8	11	1	15					
	三	1		1	(音楽・図画工作・体育 の教科の指導法のうち一 科目1単位)	1	6	8	1	10					

5 の 3

受けよ つとす 類 状 の 免 許 状 の 種 類	在職年 数	教科に 関する 科目	教職に関する科目					計	は 教 科 又 は 教 職 に 関 す る 科 目	最 低 修 得 単 位 数					
			教職の 意義に 関する 科目	教育の 基礎に 関する 科目	教育課程 及び指 導法に 関する 科目	生徒指導、 教育相談 及び進 路指導 等に関 する科 目	選 択								
											教職に関する科目				
											計				
中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	五	10		3		5	8	16	4	45					
	六	9		3		4	7	14	4	40					
	七	8		2		4	7	13	3	35					
	八	7		2		3	6	11	3	30					
	九	6		2		3	5	10	3	25					
	一〇	5		2		2	4	8	3	20					
	一一	4		1		2	4	7	2	15					
	一二	3		1		1	3	5	2	10					

6の3

受けよつと する免許状 の種類	在職年 数	教科に 関する 科目	教職に関する科目					計	は教職 に関する 科目	最低 修得 単位数	
			教職の意義 等に関する 科目	教育の基礎 理論に 関する 科目	教育課程及 び指導法 に関する 科目	生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目	選択				
中学校教諭 一種免許状	一三	3		1	2	2	1	4	6	1	10
	一一	4		2	2	2	2	4	10	2	20
	一〇	5		3	3	3	3	6	12	2	25
	九	7		4	4	4	4	7	15	3	30
	七八	8		5	5	5	5	9	19	4	40
	七六	10		5	5	5	6	10	21	4	45

7の3

受けよつと する免許状 の種類	在職年 数	教科に 関する 科目	教職に関する科目					計	は教職 に関する 科目	最低 修得 単位数	
			教職の意義 等に関する 科目	教育の基礎 理論に 関する 科目	教育課程及 び指導法 に関する 科目	生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目	選択				
高等学校教 諭一種免許 状	一一	3		1	1	2	1	2	4	3	15
	一〇	4		2	2	2	2	5	6	4	20
	九	5		2	2	2	2	7	11	5	25
	七八	6		2	2	2	3	9	12	6	30
	七六	7		2	2	2	3	10	14	7	35
	五	10		3	3	3	3	12	18	8	45

免許法附則第五項の規定の適用を受ける場合

1003 9の3 8の3

受けよつと する免許状 の種類	番号	在職年 数	教科に 関する 科目	教職に関する科目					計	最低 修得 単位数
				教職の意義等 に関する 科目	教育の基礎理 論に 関する 科目	教育課程及 び指導法 に関する 科目	生徒指導、 教育相談及 び進 路指導等 に関する 科目	選択		
中学校教諭 一種免許状	一	一〇	4						6	10
	二	三	4						6	10
	三	四	4						6	10
	四	四	4						6	10

16の3 15の3 14の3

受けよ うとす る免 許 状 の 種 類	読み替 え規 定 数	在職 年 数	教科に関する科目			教職に関する科目	数 位 単 得 修 低 最
			十三項 改正法 附則第 五	十二項 改正法 附則第 一	十一項 改正法 附則第 三		
小学校 教諭二 種免 許状			5	5	5	5	15
			5	5		5	10
			5			5	10

17の3

受けよ うとす る免 許 状 の 種 類	読み替 え規 定 数	在職 年 数	教科に関する科目			教職に関する科目	数 位 単 得 修 低 最
			十三項 改正法 附則第 五	十二項 改正法 附則第 一	十一項 改正法 附則第 三		
中学校 教諭二 種免 許状						10	15

免許法施行規則第十一条表備考第三号及び第十二条の規定の適用を受ける場合

18の3

受けよ うとす る免 許 状 の 種 類	在職 年 数	教科に 関する 科目	教職に関する科目					計	教科又 は教職 に関する 科目	数 位 単 得 修 低 最
			教職の意義 等に関する 科目	教育の基礎 理論に関する 科目	教育課程及 び指導法に 関する科目	生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目	選 択			
幼稚園教 諭一種免 許状	三	2								
	四	2								
	五	1	1	1						
	六	1	1	1	1	1	1	1	1	10
			1	2	2	4	6	12	6	25
			1	2	3	6	10	6	20	20
			1	2	3	6	9	6	15	15
			1	2	3	6	9	6	10	10

19 の 3

受けよ ことす 類 状の 種 免 許 状	在職年 数	教科に 関する 科目	教職に関する科目				計	は教 科又 に 関 す る 科 目	最 低 修 得 単 位 数	
			教職の 意義に 関する 科目	教育の 基礎理 論に 関する 科目	教育課程 及び指 導法に 関する 科目	生徒指導 、 教育相 談及 び進路 指導等 に 関する 科目				
小 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	三	2		2	(音楽・図画工作・体育の教 科の指導法のうち二科目2単 位以上を含む。)	4	7	13	5	25
	四	2		2	(音楽・図画工作・体育の教 科の指導法のうち一科目1単 位以上を含む。)	3	6	11	4	20
	五	1		1	(音楽・図画工作・体育の教 科の指導法のうち一科目1単 位以上を含む。)	2	6	9	3	15
	六	1		1	(音楽・図画工作・体育の教 科の指導法のうち一科目1単 位)	1	5	7	2	10

20 の 3

受けよ ことす 類 状の 種 免 許 状	在職年 数	教科に 関する 科目	教職に関する科目				計	は教 科又 に 関 す る 科 目	最 低 修 得 単 位 数	
			教職の 意義に 関する 科目	教育の 基礎理 論に 関する 科目	教育課程 及び指 導法に 関する 科目	生徒指導 、 教育相 談及 び進路 指導等 に 関する 科目				
中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	三	6		2		3	5	10	4	25
	四	5		2		3	4	8	3	20
	五	4		1		2	4	7	3	15
高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	六	3		1		1	3	5	2	10
	三	5		2		2	3	7	8	25
	四	4		2		2	2	6	6	20
	五	4		1		2	2	5	5	15
六	3		1		1	2	4	3	10	

免許法施行規則第十一表備考第四号及び第十二条の規定の適用を受ける場合

22 の 3

受けよ ことす 類 状の 種 免 許 状	在職年 数	教科に 関する 科目	教職に関する科目				計	は教 科又 に 関 す る 科 目	最 低 修 得 単 位 数	
			教職の 意義に 関する 科目	教育の 基礎理 論に 関する 科目	教育課程 及び指 導法に 関する 科目	生徒指導 、 教育相 談及 び進路 指導等 に 関する 科目				
中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状 (保 健)	三	6		2		3	5	10	4	25
	四	5		2		2	4	8	3	20
	五	4		1		2	4	7	3	15
	六	3		1		1	3	5	2	10

免許法施行規則第三十四項及び第三十五項の規定の適用を受ける場合

6の5	福祉実習又は商船実習)	六三又は	5	1	1	(道徳の指 導法を除く)	3	5	10
	は商船実習)								
5の5	商業実習・	六	5	1	1	(道徳の指 導法を除く)	3	5	10
	工業実習・								
5の5	農業実習・	六	5	1	1	(道徳の指 導法を除く)	3	5	10
	情報実習・								
5の5	家庭実習・	八	5	1	1	(道徳の指 導法を除く)	3	5	10
	(看護実習・								

免許法別表第六、改正法附則第十八項又は免許法施行規則第十二条及び第十七条第一項表備考の規定の適用を受ける場合

6の6	6の5	4の6	3の6	2の6	1の6	養護に関する科目	教職に関する科目	養護	最低
Aの6	養護教諭一種	養護教諭二種	養護教諭一種	養護教諭二種	養護教諭一種	養護に関する科目	教職に関する科目	養護	最低
改正法附則第十八項	別表第二号	別表第一号	別表第一号	別表第一号	別表第一号	養護に関する科目	教職に関する科目	養護	最低
三	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	養護に関する科目	教職に関する科目	養護	最低
3	3	3	3	3	3	養護に関する科目	教職に関する科目	養護	最低
1	4	4	4	4	4	養護に関する科目	教職に関する科目	養護	最低
4	6	6	6	6	6	養護に関する科目	教職に関する科目	養護	最低
1	3	3	3	3	3	養護に関する科目	教職に関する科目	養護	最低
4	6	6	6	6	6	養護に関する科目	教職に関する科目	養護	最低
1	3	3	3	3	3	養護に関する科目	教職に関する科目	養護	最低
2	4	4	4	4	4	養護に関する科目	教職に関する科目	養護	最低
3	5	5	5	5	5	養護に関する科目	教職に関する科目	養護	最低
3	5	5	5	5	5	養護に関する科目	教職に関する科目	養護	最低
10	10	10	10	10	10	養護に関する科目	教職に関する科目	養護	最低

免許法別表第六の二の規定の適用を受ける場合

Aの6	養護教諭一種	養護教諭二種	養護教諭一種	養護教諭二種	養護教諭一種	養護に関する科目	教職に関する科目	養護	最低
三	32	27	2	2	2	養護に関する科目	教職に関する科目	養護	最低
四	27	2	2	2	2	養護に関する科目	教職に関する科目	養護	最低
2	2	2	2	2	2	養護に関する科目	教職に関する科目	養護	最低
4	4	4	4	4	4	養護に関する科目	教職に関する科目	養護	最低
6	6	6	6	6	6	養護に関する科目	教職に関する科目	養護	最低
35	40	35	35	35	35	養護に関する科目	教職に関する科目	養護	最低

B の 6	免 許 状	九	6	10	14	18	23
		八					
		七					
		六					
		五					
別表第 六の二 備考							
			2	1	1	2	2
			2	1	1	2	2
			4	2	3	3	3
			6	3	4	5	5
			8	10	15	20	25
							30

免許法別表第七の規定の適用を受ける場合

2 の 7 1 の 7	受けようとする免許 状の種類	在 職 年 数	特別支援教育に関する科目			最 低 修 得 単 位 数
			特別支援教育の基礎 理論に関する科目	特別支援教育領域に 関する科目	免許状に定められる こととなる特別支援 教育領域以外の領域 に関する科目	
特別支援学校教諭 一種免許状	三	1	2	2	1	6
特別支援学校教諭二 種免許状	三	1	2	2	1	6

備考四を削り、備考三を備考四とし、備考二を備考三とし、備考一を備考二とし、備考一として、次のように加える。

- 一 幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の六教科（国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育）のうち一以上の科目について修得するものとする。
- 備考七中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「高等学校又は幼稚園」を「又は高等学校」に改める。
備考九中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「高等学校又は幼稚園」を「又は高等学校」に改める。

附 則

この細則は、平成二十一年四月一日から施行する。

公 告

公立学校の設置者変更届を次のとおり受理しました。

平成21年3月17日

三重県教育委員会

	名 称	位 置	変更しようとする日	変更の理由
変更前	多気郡大台町、度会郡大紀町 中学校組合立協和中学校	多気郡大台町新田 712番地	平成21年4月1日	中学校組合立解消の ため
変更後	大台町立協和中学校			

公立幼稚園の廃止を次のとおり認可しました。

平成21年3月17日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃止の理由
いなべ市立阿下喜幼稚園	平成21年3月31日	切れ目のない子育て支援を充実させるために、保育機能を既設の保育所へ一本化するため。
いなべ市立十社幼稚園		
いなべ市立山郷幼稚園		

公立幼稚園の設置を次のとおり認可しました。

平成21年3月17日

三重県教育委員会

名 称	設置しようとする日	設置の理由
菟野町立鶴川原幼稚園	平成21年4月1日	菟野町鶴川原地区において、幼稚園と保育園の一体化施設を開園するため
菟野町立竹永幼稚園	平成21年4月1日	菟野町竹永地区において、幼稚園と保育園との一体化施設を開園するため

公立幼稚園の位置変更届を次のとおり受理しました。

平成21年3月17日

三重県教育委員会

名 称	位 置		変更しようとする日	位置変更の理由
菟野町立千種幼稚園	変更前	三重郡菟野町大字千種3851番地	平成21年4月1日	菟野町千種地区において、幼稚園と保育園との一体化施設を開園するため
	変更後	三重郡菟野町大字音羽2240番地		

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社